

# 第6次東京都住宅マスタープランに基づく取組の現状と課題【総括表】

資料7

【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】	
<p>目標1</p> <p>住まいにおける子育て環境の向上</p>	<p>(1) 子育て世帯向け住宅の供給促進</p>	<p>○「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を策定 ○「子育て支援住宅認定制度」を創設 ○認定住宅の普及促進に向けた広報活動を実施</p> <p>【都営住宅】 ○子育て世帯への支援</p>	<p>○「ガイドライン」のHP掲載、窓口での無料配布、他局とも連携し子育て系イベント時においても無料配布を実施 ○21件1,189戸子育て支援住宅として認定（令和元年12月31日現在） ○実際に竣工した認定住宅において、住宅見学会等を実施</p> <p>【都営住宅】 ○若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅 ⇒年間1,500戸募集 ※令和元年9月に「末子が高校修了期を迎えるまで」に延長するほか、ひとり親世帯も応募可能とする制度改正を実施、令和元年11月募集より募集開始 ○数量階層の対象となる子育て世帯の子供の年齢を「小学校就学前」から「高校修了期」まで引き上げ（平成29年11月）</p>	<p>○民間住宅市場における、制度に対する一層の認知度向上 ○事業者にとって認定取得のインセンティブとなり得る補助制度を実施する自治体数の拡大</p> <p>【都営住宅】 ○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し</p>	<p>○安心して子供を育てられるよう、民間住宅市場において、子育て支援サービスの提供等を行う子育て世帯向け認定住宅の供給を促進し、子育てしやすい環境を整備</p> <p>【都営住宅】 ○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し</p>
	<p>(2) 子育て環境に適した住環境の整備</p>	<p>【都営住宅】 ○都営住宅の建替えに当たって子育て支援施設の整備を促進 ○都営住宅の建替えにより創出した用地を活用し、保育所等の福祉インフラの整備を促進</p> <p>【公社住宅】 ○子育て世帯に適した間取りの住戸の供給 ○公社住宅の建替えにより創出した用地等に保育所など子育て支援施設を整備・誘致 ○公社住宅の空き店舗を活用した子育て支援施設の整備</p>	<p>【都営住宅】 ○地元区市町と連携し、都営住宅の低層部に保育所や学童クラブなどの子育て支援施設を整備 ○福祉保健局等と連携し、福祉インフラ整備への活用が見込まれる創出用地を区市町へ情報提供するとともに、活用が決定した土地を福祉保健局へ所管替えを実施</p> <p>【公社住宅】 ○子育て支援施設の整備 ○東京都子育て支援住宅認定取得448戸（KH向原・KH千歳鳥山）</p>	<p>【都営住宅】 ○ニーズや、立地条件、建設時期など、建替え事業と区市町の意向とのマッチング ○建替えの際、建基法86条の区域変更に当たり、借地権・区分所有権等を有する団地内店舗の同意が得られない場合、創出用地の活用が困難 ○区市町との調整による赤道の処理や隣地所有者との境界確定などの迅速な財産処理</p> <p>【公社住宅】 ○子育て支援施設等を整備する場所の確保 ○地元自治体との協議による都市計画変更 ○最適な事業者の選定</p>	<p>【都営住宅】 ○多様な世代がそれぞれのライフステージに応じた住替えが可能な住環境を整備（多世代循環型コミュニティの形成） ○子どもと家庭内事故を防止するための既存住宅における子育て世帯向け安全対策 ○子育てコミュニティを活性化するための子どもや子育て世帯の居場所づくり（公社住宅集会所や空き店舗の活用） ○子育て世帯の暮らしを支えるためのJKK独自の住宅仕様（建替え住宅・空家リニューアル） ○コロナを起点とする働き方改革への対応の必要性 - 既存住宅におけるリモートワーク環境整備</p>
	<p>(3) 近居・多世帯同居の促進</p>	<p>【都営住宅】 ○子育て世帯への支援（再掲）</p> <p>【公社住宅】 ○子育て世帯に適した間取りの住戸の供給 ○近居を促進するための入居制度 ・近居倍率優遇制度：新築募集において当せん確率を通常世帯と比べて5倍に優遇 ・近居であんしん登録制度：事前に希望する住宅等を登録することで空家が出た際に優先的にあつせんを受けられる</p>	<p>【都営住宅】 ○若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅 ⇒年間1,500戸募集 ※令和元年9月に「末子が高校修了期を迎えるまで」に延長するほか、ひとり親世帯も応募可能とする制度改正を実施、令和元年11月募集より募集開始（再掲） ○数量階層の対象となる子育て世帯の子供の年齢を「小学校就学前」から「高校修了期」まで引き上げ（平成29年11月）（再掲） ○平成29年度より三世帯同居の入居希望者に対して5倍の倍率優遇</p> <p>【公社住宅】 ○近居倍率優遇制度（H28～） 募集戸数：601戸 当せん件数：176件 ○近居であんしん登録制度（H29～） 契約件数：207件</p>	<p>【都営住宅】 ○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し（再掲）</p> <p>【公社住宅】 ○子育て世帯のニーズを踏まえた住宅の供給 ○近居範囲の検証・見直し ○近居支援制度のPR</p>	<p>【都営住宅】 ○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し（再掲）</p> <p>【公社住宅】 ○地域における協働体制の構築</p>
<p>目標2</p> <p>高齢者の居住の安定</p>	<p>(1) 住宅のバリアフリー化や生活支援施設の整備等の促進</p>	<p>○「東京都都市居住再生促進事業」による分譲マンションの建替や改修の支援</p> <p>【公社住宅】 ○建替えにより創出した用地等に特別養護老人ホーム等の高齢者施設を整備 ○既存住宅において、手すりの設置等の住宅設備改善を実施 ○公社住宅・都営住宅における安否確認要請への対応 ○空き店舗を活用した生活支援施設の整備</p> <p>【都営住宅】 ○都営住宅の建替えに当たって高齢者福祉施設の整備を促進 ○都営住宅の建替えにより創出した用地を活用し、高齢者福祉施設等の福祉インフラの整備を促進</p> <p>○既存住宅へのエレベーター設置や住宅設備等の改善</p>	<p>○「東京都都市居住再生促進事業」のマンション建替タイプ等に加え、既存ストック再生タイプを追加</p> <p>【公社住宅】 ○サービス付き高齢者向け住宅の供給4団地224戸 ○高齢者生活支援施設の整備 ○高齢者・身障者住宅設備改善（H7～）のべ20,855戸実施 ○安否確認対応 公社住宅・都営住宅（H23～）9,283件</p> <p>【都営住宅】 ○地元区市町と連携し、都営住宅の低層部に高齢者福祉施設を整備 ○福祉保健局等と連携し、福祉インフラ整備への活用が見込まれる創出用地を区市町へ情報提供するとともに、活用が決定した土地を福祉保健局へ所管替えを実施</p> <p>○居住者からの要望による既存住宅へのエレベーター設置や住宅設備等改善を実施</p>	<p>【公社住宅】 ○都市計画の変更 ○最適な事業者の選定 ○高齢者施設等を整備する場所の確保</p> <p>【都営住宅】 ○ニーズや、立地条件、建設時期など、建替え事業と区市町の意向とのマッチング ○建替えの際、建基法86条の区域変更に当たり、借地権・区分所有権等を有する団地内店舗の同意が得られない場合、創出用地の活用が困難 ○区市町との調整による赤道の処理や隣地所有者との境界確定などの迅速な財産処理</p> <p>○既存住宅の建替え事業に影響を与えないようなエレベーターの設置や住宅設備等改善の実施</p>	<p>【公社住宅】 ○多世代循環型コミュニティの形成 ○高齢者向けの住宅の整備や住戸改善の推進 ○高齢者への見守り充実 ○高齢者への生活支援サービスの提供（買い物支援、移動支援、家事サポート等） ○高齢者の居場所づくり・コミュニティ活性化（集会所活用等の促進、大学連携等）</p> <p>【都営住宅】 ○会集した高齢者福祉施設について、社会情勢の変化に応じた規模の拡張等に柔軟に対応できることが将来的には必要</p> <p>○既存住宅の建替えとの整合性を図る</p>

【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険給付の対象とならない住宅改修への助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の予防給付</li> <li>・住宅設備改修の給付(浴槽、洗面台、便器の洋式化)</li> </ul> </li> <li>○高齢者見守り相談窓口を設置する区市町村への補助</li> <li>○高齢者見守り相談窓口関係者連絡会の開催</li> <li>○東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業(医療・介護連携強化加算)</li> <li>○住宅火災通報システム事業における専用通報機設置等への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○54区市町村が高齢社会対策区市町村包括補助事業を活用し、住宅改修を実施(平成30年度実績報告実績)</li> <li>○19区市町村97地区に高齢者見守り相談窓口を設置(平成31年度)</li> <li>○平成29年度まで都市整備局・福祉保健局の両局で別に実施していた都内サービス付き高齢者向け住宅に対する補助事業を、都市整備局事業を基幹として整理・統合し、福祉保健局で実施してきた当該事業は、平成30年度から「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の医療・介護連携強化加算として実施している。</li> <li>○「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業」(平成21～29年度)においては、モデル事業としての実施期間を含め、計19件の選定を行った医療・介護連携強化加算(平成31年度)の実績はない</li> <li>○高齢社会対策区市町村包括補助事業により26区市町村に補助を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅設備改修の「便器の洋式化」については、例年補助の実績はあるものの、洋式便器への取替需要が著しく減少した場合には、当該メニュー内容について検討を行う余地あり</li> <li>○各窓口における世帯全体の複合的な課題への対応力の強化</li> <li>○窓口を設けていない区市町村への普及啓発</li> <li>○申請の相談はあるが、事業者側のスケジュールの調整がつかなくななどの理由により、申請にまで繋がらないケースあり</li> <li>○調理中の煙等を機器が感知し、自動通報するケースがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢社会対策区市町村包括補助事業を継続し、区市町村の事業活用を促進</li> <li>○引き続き事業者や区市町村へ周知する取組により事業を促進</li> <li>○国土交通省所管の補助事業「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの動向を注視しつつ、地域で安心して暮らし続けることができる住まいの供給が進むよう、住宅政策本部と連携し補助内容や事業スキームの見直しを検討</li> <li>○引き続き、住宅火災通報システム事業を実施し、区市町村の事業活用を促進</li> </ul>
<p>(2) サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」による供給促進</li> <li>○「一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業」による供給促進</li> <li>○東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業(医療・介護連携強化加算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス付き高齢者向け住宅等の実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒21,764戸(令和元年度末)</li> <li>○うち、一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の実績 640戸(同)</li> </ul> </li> <li>○平成29年度まで都市整備局・福祉保健局の両局で別に実施していた都内サービス付き高齢者向け住宅に対する補助事業を、都市整備局事業を基幹として整理・統合し、福祉保健局で実施してきた当該事業は、平成30年度から「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の医療・介護連携強化加算として実施している。「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業」(平成21～29年度)においては、モデル事業としての実施期間を含め、計19件の選定を実施医療・介護連携強化加算(平成31年度)の実績は3件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存建築を改修したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進</li> <li>○分散した敷地での整備を可能とするなど、一般住宅併設型サービス付き高齢者向け住宅の整備基準見直し</li> <li>○申請の相談はあるが、事業者側のスケジュールの調整がつかなくななどの理由により、申請にまで繋がらないケースあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村と連携し地域のニーズや実情を踏まえた多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給促進</li> <li>○多様な入居者ニーズを踏まえ、世帯向け住宅や、多世代交流、地域貢献等に資する一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進</li> <li>○引き続き事業者や区市町村へ周知する取組により事業を促進</li> <li>○国土交通省所管の補助事業「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの動向を注視しつつ、地域で安心して暮らし続けることができる住まいの供給が進むよう、住宅政策本部と連携し補助内容や事業スキームの見直しを検討</li> </ul>
<p>(3) 高齢者の資産を活用した居住の安定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な機会や手法を活用して、住み替えを支援する民間事業者の取組について普及促進を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都空き家ガイドブック、空き家問題の普及啓発に係るパンフレットで一般社団法人移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度を紹介</li> <li>○東京都空き家対策連絡協議会において一般社団法人移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度の取組を紹介(平成29年度、令和元年度に実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家の発生抑制や活用を促進するため、住み替えを支援する制度の効果的な周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家の発生抑制や活用を促進するため、住み替えを支援する制度の効果的な周知</li> <li>○終の棲家となる受け入れ先の確保</li> </ul>
<p>(4) 近居・多世代同居の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業」による供給促進</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯への支援(再掲)</li> </ul> </li> <li>【公社住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯に適した間取りの住戸の供給</li> <li>○近居を促進するための入居制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・近居倍率優遇制度：新築募集において当せん確率を通常世帯と比べて5倍に優遇</li> <li>・近居であんしん登録制度：事前に希望する住宅等を登録することで空家が出た際に優先的にあつせんを受けられる</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の実績 640戸(令和元年度末)</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅 ⇒年間1,500戸募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和元年9月に「末子が高校修了期を迎えるまで」に延長するほか、ひとり親世帯も応募可能とする制度改正を実施、令和元年11月募集より募集開始(再掲)</li> <li>○敷置階層の対象となる子育て世帯の子供の年齢を「小学校就学前」から「高校修了期」まで引き上げ(平成29年11月)(再掲)</li> <li>○平成29年度より三世代同居の入居希望者に対して5倍の倍率優遇(再掲)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>【公社住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○近居倍率優遇制度(H28～) <ul style="list-style-type: none"> <li>募集戸数：601戸</li> <li>当せん件数：176件</li> </ul> </li> <li>○近居であんしん登録制度(H29～) <ul style="list-style-type: none"> <li>契約件数：207件</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標2(2)と同じ</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し(再掲)</li> </ul> </li> <li>【公社住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯のニーズを踏まえた住宅の供給</li> <li>○近居範囲の検証・見直し</li> <li>○近居支援制度のPR</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標2(2)と同じ</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し(再掲)</li> </ul> </li> <li>【公社住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における協力体制の構築</li> </ul> </li> </ul>
<p>目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯への支援</li> <li>○単身者の入居制度の拡大</li> </ul> </li> <li>○高齢者への生活支援サービスの向上</li> <li>○都営住宅等の有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅⇒年間1,500戸募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和元年9月に「末子が高校修了期を迎えるまで」に延長するほか、ひとり親世帯も応募可能とする制度改正を実施、令和元年11月募集より募集開始(再掲)</li> <li>○敷置階層の対象となる子育て世帯の子供の年齢を「小学校就学前」から「高校修了期」まで引き上げ(平成29年11月)(再掲)</li> <li>○少人数世帯が入居できる住戸面積・間取りの基準を緩和した募集の開始(令和2年2月)</li> <li>○TOKYOチャレンジネット(住宅喪失者への就労支援事業)への住戸提供</li> </ul> </li> <li>○移動販売実施団地12箇所</li> <li>○都による共益費の徴収や懇談会の実施による団地自治会活動への支援</li> <li>○定期訪問対象約17,000世帯に約20万回の訪問、安否確認による救出件数130件(平成30年度実績)</li> <li>○都営住宅等の目的外使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者グループホーム(10団地24戸)</li> <li>・福城市による保育・介護及び生活相談等のサービス拠点</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し(再掲)</li> <li>○応募割れ住戸等の減少策</li> <li>○毎月募集、随時募集を活用した通年での募集機会の提供のさらなる拡大の検討</li> <li>○感染症対策を踏まえた事務改善(ネット申込みの検討、書面による審査、審査の簡素化など)</li> <li>○申込に関する利便性の向上(情報提供の充実、申込の手続きの簡素化など)</li> </ul> </li> <li>○協定締結区市の増加</li> <li>○ICTによる高齢者の見守り</li> <li>○都の施策と連携した都営住宅の活用について更に検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「シェア居住」やグループホームへの目的外使用許可事例を含め新たな住まい方の多角的検討</li> <li>○都民の高齢化が進む中での新たな都営住宅活用策の検討</li> <li>○保安・防犯や見守りにおけるICTの活用</li> </ul> </li> <li>○協定締結区市の増加</li> <li>○ICTによる高齢者の見守り</li> <li>○都の施策と連携した都営住宅の活用について更に検討・実施</li> </ul>

【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】
	<p>【公社住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建替えの推進</li> <li>○建設により創出される用地等を社会福祉法人等に賃貸し、福祉施設等を整備</li> <li>○空き店舗を子育て世帯や高齢者、障がい者の支援施設に活用</li> <li>○高齢者、障がい者、ひとり親世帯、新婚世帯等に対する優先募集等を実施</li> <li>○自治体との連携によるひとり親世帯を対象とした住宅相談会の実施</li> <li>○居住支援協議会を通じ、入居制度等についてPR</li> <li>○生活ルールを記載した「すまいのしおり」や広報紙「JoyLiV」「すまのひろば」を外国人入居者向けに外国語版を作成し、ホームページに掲載</li> </ul>	<p>【公社住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○優先募集制度等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯倍率優遇制度(H19～) 募集戸数1,456戸 当せん件数 822件</li> <li>・子育て世帯等優先申込制度(H22～) 募集戸数11,025戸 成約件数 3,315件</li> <li>・高齢者世帯等優先申込制度(H21～) 募集戸数4,972戸 成約件数1,770件</li> <li>・こどもすくすく割(ひとり親世帯支援) (H30～)契約件数48件</li> <li>・ペアさば(新婚世帯支援)(H31～)契約件数17件</li> <li>・ステップ35割(若者支援)(H27～)契約件数246件</li> </ul> </li> <li>○地元自治体と連携し、ひとり親世帯を対象とした住宅相談会を実施 江戸川区、板橋区、立川市、多摩市、八王子市</li> <li>○居住支援協議会のセミナーにおけるブース出展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度経済成長期に供給した比較的家賃が低廉な住宅の長期活用</li> <li>○子育て世帯や高齢者、障がい者の支援施設を整備する場所の確保</li> <li>○地元自治体との協議・調整</li> <li>○入居制度等のPR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多世代循環型コミュニティの形成</li> <li>○セーフティネットとしての機動的な対応</li> </ul>
(2) 空き家の有効活用	目標2(3)に同じ	目標2(3)に同じ	目標2(3)に同じ	目標2(3)に同じ
(3) 住宅のバリアフリー化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」による供給促進</li> <li>○「東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業」による供給促進</li> <li>○重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施)</li> <li>○介護保険給付の対象とならない住宅改修への助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の予防給付</li> <li>・住宅設備改修の給付(浴槽、洗面台、便器の洋式化)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス付き高齢者向け住宅等の実績 → 21,764戸(令和元年度末)</li> <li>○37区市町村(令和元年度交付決定実績)</li> <li>○54区市町村が高齢社会対策区市町村包括補助事業を活用し、住宅改修を実施(平成30年度実績報告実績)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標2(2)に同じ</li> <li>○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業における日常生活用具当給付事業の居宅生活動作補助用具(住宅改修費)と重複して支給しないよう留意</li> <li>○住宅設備改修の「便器の様式化」については、例年補助の実績はあるものの、洋式便器への取替え需要が著しく減少した場合には、当該メニュー内容について検討を行う余地あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標2(2)に同じ</li> <li>○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業における日常生活用具当給付事業の居宅生活動作補助用具(住宅改修費)と重複して支給しないよう留意</li> <li>○高齢社会対策区市町村包括補助事業を継続し、区市町村の事業活用を促進</li> </ul>
(4) 民間賃貸住宅への入居支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都住宅確保要配慮者賃貸供給促進計画」を策定(平成29年度末)し、住宅確保要配慮者全区分を位置付け</li> <li>○登録住宅の面積基準の緩和</li> <li>○区市町村に対する財政支援</li> <li>○居住支援法人の指定及び支援</li> <li>○東京都居住支援協議会の運営</li> <li>○年齢や障害、国籍等の理由による入居制限が行われないように宅地建物取引業者に向けたリーフレットの作成及び周知</li> <li>○東京で暮らす外国人が安心して賃貸住宅を賃借できるよう、賃貸住宅トラブル防止ガイドライン(英)及び概要版の多言語版(英・中・韓)の作成及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セーフティネット住宅登録戸数 →1,537戸(令和元年12月末時点)</li> <li>○着工年月日に応じた緩和を実施(例:～H8.3.31…15㎡以上、H8.4.1～H18.3.31…17㎡以上)</li> <li>○改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化、少額短期保険等保険料補助</li> <li>○26法人指定(令和2年1月24日現在)、1法人につき単年度当たり1,000万円を限度に補助(国)</li> <li>○区市町村居住支援協議会設立状況 →21区市(令和2年3月末現在)</li> <li>○リーフレットを業者講習会(年2回)及び業団体の法定研修及び法定講習において配布</li> <li>○HPでの公表及び概要版については、それに加えて外国人相談等の窓口での配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者の入居に対する貸主の不安やリスクを軽減する取組の充実</li> <li>○制度の認知度向上に向けた取組の強化</li> <li>○貸主や不動産事業者の登録インセンティブを高める施策の実施</li> <li>○福祉部門との連携推進</li> <li>○区市町村への働きかけの強化(区市町村による補助制度の導入等)</li> <li>○賃貸住宅への円滑な入居を目的として外国人向けに作成された国のHPへリンクを貼る等して周知を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅確保要配慮者の多様なニーズに応じた十分な登録住宅の確保</li> </ul>
(5) 賃貸住宅の家主のリスク軽減等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢入居者の死亡等に伴う貸主の経済的な負担の軽減</li> <li>○高齢入居者に対する見守りサービスへの支援</li> <li>○東京都居住支援協議会セミナー等の開催、家主向けチラシの作成・配布による理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢入居者の死亡等に伴う貸主の損害を補償する少額短期保険等の保険料への補助</li> <li>○高齢入居者への見守りサービスを提供する居住支援法人を支援(見守りサービス支援モデル事業)</li> <li>○東京都居住支援協議会で居住支援に関するセミナーを開催。セミナーでは、居住支援法人との個別相談会も開催。</li> <li>○居住支援協議会パンフレットで、都が指定した居住支援法人の活動内容などを紹介。</li> <li>○家主向けのチラシを作成し、セーフティネット住宅に対する理解と普及啓発を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守りサービスへの支援の充実</li> <li>○居住支援協議会における福祉部門との連携</li> <li>○居住支援法人の積極的な活用</li> <li>○家主の理解を深める取組が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅確保要配慮者が地域で安定した住生活を送るために必要な支援の実施</li> <li>○協議会パンフレットや家主向けチラシによる周知、居住支援協議会セミナーの開催を通じて引き続き、家主の理解を図る</li> </ul>
(6) 福祉サービス等と連携した居住支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市の居住支援協議会の取組みや居住支援法人の活動内容、都民向け支援制度などを紹介したパンフレットの作成、配布。居住支援に関するセミナーの実施</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○単身者の入居制度の拡大(再掲)</li> <li>○高齢者への生活支援サービスの向上(再掲)</li> <li>○都営住宅等の有効活用(再掲)</li> </ul> </li> <li>○生活支援付すまい確保事業(空家等を活用した低廉な家賃の住宅情報の提供、住宅改修・住宅設備改修、安否確認、生活相談等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住支援協議会パンフレットの改定(令和2年1月発行)、居住支援協議会セミナーの開催(令和元年10月及び令和2年1月開催)</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○TOKYOチャレンジネット(住宅喪失者への就労支援事業)への住戸提供(再掲)</li> <li>○宿泊所等転出者、ホームレス自立支援事業への特別割当</li> <li>○定期訪問対象約17,000世帯に約20万回の訪問、安否確認による救出件数130件(平成30年度実績)(再掲)</li> <li>○都営住宅等の目的外使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者グループホーム(10回地24戸)(再掲)</li> <li>・稲城市による保育・介護及び生活相談等のサービス拠点(再掲)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○実施区市町村(令和2年3月末時点):9区市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住支援法人や区市協議会の取組みに関する情報を関係者間で共有し、都民へ情報提供していくことが必要</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○都の施策と連携した都営住宅の活用について更に検討・実施</li> </ul> </li> <li>○住宅確保要配慮者は、経済力や世帯の特性、社会関係力が弱いなどの属性等により、入居制限を受けやすい。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保と生活支援に取り組み、円滑な入居促進を図ることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政と連携した居住支援法人の取組み事例をセミナーの開催等を通じて紹介するなど、引き続き都民への普及を図る</li> <li>【都営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○都の施策と連携した都営住宅の活用について更に検討・実施</li> </ul> </li> <li>○住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き住まいの確保と見守り等の日常生活支援を行う、区市町村に対する支援に取り組み</li> </ul>
目標4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ等を活用した長期優良住宅等の質の高い住宅の普及</li> <li>○「住リフォームガイド」発行やホームページにより都民に情報提供</li> <li>○東京都地域住宅生産者協議会等と連携しながら、大工等建設業事業者の育成の在り方を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新築住宅における認定長期優良住宅の割合は、4.2%(うち、戸建住宅における認定長期優良住宅の割合は、17.3%)【平成30年度】</li> <li>○東京都地域住宅生産者協議会等と連携し、年6回程度中小住宅生産事業者に対する技術講習会の実施を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期優良住宅の認定促進及び制度認知度の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様で良質な住宅が、新築住宅、既存住宅、賃貸住宅の各市場に供給</li> </ul>

	【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】
良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現	(1) 良質な家づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「既存住宅における高断熱窓導入促進事業」による既存住宅への補助</li> <li>〇「ゼロエミ住宅導入促進事業」による新築住宅への補助や「東京ゼロエミ住宅」の仕様を満たす住宅の普及促進</li> <li>* 東京ゼロエミ住宅の仕様は、国の省エネルギー基準より約3割程度削減されるレベル</li> <li>〇「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業」による創エネ機器等設置への補助</li> <li>〇「東京都建築物環境計画書制度」「東京都マンション環境性能表示制度」の運用</li> <li>〇東京都環境建築フォーラム開催を通じた省エネ等の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇令和元年度交付件数 ⇒8608戸</li> <li>〇令和元年度交付件数 ⇒434戸(戸建:392戸、集合:42戸)</li> <li>住宅展示場等におけるゼロエミ住宅の普及促進</li> <li>〇令和元年度交付件数 ⇒蓄電池システム:3651件、V2H:7件、家庭用燃料電池:5660件、太陽熱利用システム:31件</li> <li>〇「東京都建築物環境計画書制度」 ⇒再構築実施(2EH及び東京ゼロエミ住宅の評価指標導入、対象建築物の拡大)</li> <li>「東京都マンション環境性能表示制度」 ⇒制度開始以来の届出件数は1,334件(2019年度末)</li> <li>〇令和元年度東京都環境建築フォーラム ⇒令和2年1月30日開催(四谷区民ホール) 当日資料・動画をHP上で公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇家庭部門のエネルギー消費量・CO2排出量には人口・世帯数の増や気温等が大きな影響を与えるが、世帯当たりのエネルギー消費量を削減していくことが重要(高効率省エネ家電の一層の普及や高い断熱性の確保等住宅そのものの省エネ化など)</li> <li>〇家庭部門のエネルギー消費量等は、近年、減少傾向に転じているが、他部門と比較し、唯一2000年比増加している部門でもあるため、今後も引き続き、住宅の省エネ性能の確保等に取組み必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゼロエミッション東京戦略(2019年12月策定)」で掲げた政策「ゼロエミッションビルの拡大」にむけて、住宅等のゼロエミ化を推進していく必要(「東京ゼロエミ住宅」の全面的な普及に向けた導入支援等)</li> </ul>
	(2) 既存住宅を安心して売買等ができる市場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「既存住宅の流通促進に向けた指針」の策定</li> <li>〇既存住宅流通促進事業者グループ登録制度</li> <li>〇「既存戸建住宅購入ガイド」の公表</li> <li>〇東京リフォームモデルハウス事業の実施</li> <li>〇安心して賃貸住宅を賃貸借できるよう、賃貸住宅トラブル防止ガイドライン及び概要版を民法改正等に対応して改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「既存住宅の流通促進に向けた指針」に関連する各事業者団体等を通じ、関係事業者へ広く周知</li> <li>〇グループ登録、34か所のワンストップ対応窓口(令和2年1月24日現在)</li> <li>〇東京リフォームモデルハウス第1号案件公開(令和元年9月)</li> <li>〇各種ガイドブックや各種事業などについて、ホームページ等を通じ都民に広く普及</li> <li>〇事業者団体等を通じ、関係事業者へ広く周知</li> <li>〇賃貸住宅防止ガイドライン等のHPでの公表や同ガイドラインの有償配布、概要版については、不動産業課等の窓口での配布</li> <li>〇インターネットによる業者情報の公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇既存住宅流通促進事業者グループ登録制度の着実な推進</li> <li>〇法令改正を踏まえた相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇質の高い既存住宅市場の形成</li> <li>〇高齢者が持ち家を売却する際の仮住まいの不安を解消するための相談窓口の整備</li> <li>〇管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成</li> </ul>
	(3) 消費者や住宅所有者に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「既存戸建住宅購入ガイド」の公表</li> <li>〇安心して既存住宅を売買するためのガイドブック(戸建住宅編)の改定</li> <li>〇リフォームに関する専門的な相談等について「あんしん住宅リフォーム相談窓口」(東京都防災・建築まちづくりセンター)の設置</li> <li>〇既存住宅流通促進事業者グループ登録制度を活用した相談体制の充実</li> <li>〇業者の免許・処分等の情報公開</li> <li>〇宅建業者に対する指導等</li> <li>〇不動産取引に係る普及啓発</li> <li>〇不動産取引に係る相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇住リフォームに関する事前相談を技術相談員により実施</li> <li>〇グループ登録、34か所のワンストップ対応窓口を設置(令和2年1月24日現在)</li> <li>〇各種ガイドブックや相談窓口などについて、ホームページ等を通じ都民に広く普及</li> <li>〇インターネットによる業者情報の公開(再掲)</li> <li>〇不動産売買の事前及び事後の取引相談</li> <li>〇賃貸ホッパラインや弁護士による民事上の相談</li> <li>〇不動産の取引の手引き等をHPに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇安心して住宅の売買ができる環境整備</li> <li>〇消費者・宅建業者への情報提供の充実</li> <li>〇トラブル事例等の相談内容のHPへの掲載内容の充実</li> <li>〇法令改正を踏まえた相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇住宅の性能や質、維持管理等に関する知識や意識の向上</li> </ul>
目標5 安全で良質なマンションストックの形成	(1) マンションの適正な管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「良質なマンションストックの形成促進計画」に基づく政策目標の設定と目標達成に向けた具体的施策の展開</li> <li>〇「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の制定</li> <li>〇管理状況届出制度開始</li> <li>〇管理組合等に対する情報提供・普及啓発の取組</li> <li>〇マンション管理ガイドラインの策定</li> <li>〇「分譲マンション総合相談窓口」の設置</li> <li>〇「マンションアドバイザー制度」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「良質なマンションストックの形成促進計画」を刷新し、条例に基づく「東京マンション管理・再生促進計画」を策定(計画期間:令和2年度～11年度)</li> <li>〇条例施行規則、「東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針」等、関係規程・パンフレットの整備</li> <li>〇マンション管理状況届出システムの構築・運用</li> <li>〇東京都マンションポータルサイトによる情報提供</li> <li>〇マンション管理・再生セミナーによる普及啓発</li> <li>〇「マンション管理ガイドライン」を「マンション管理ガイドブック」に改訂</li> <li>〇「分譲マンション総合相談窓口」の拡充</li> <li>〇要届出マンション等に対するアドバイザー派遣費用助成の開始</li> <li>〇マンション再生まちづくり推進地区を2地区指定</li> <li>〇「マンション再生ガイドブック」平成30年3月に作成、配布</li> <li>〇東京都マンション耐震化促進事業の活用自治体数 23区9市</li> <li>〇「東京都都市居住再生促進事業」のマンション建替タイプ等に加え、平成30年度から既存ストック再生タイプを追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇管理組合による自主的かつ適正な維持管理の促進と、管理状況届出制度の確実な運用</li> <li>〇マンションの状況に応じた適切な再生手法を選択できる環境の整備</li> <li>〇旧耐震基準マンションの耐震化の促進</li> <li>〇まちづくりと連携したマンション等の再生促進</li> <li>〇マンション管理適正法及びマンション建替法の改正への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇管理不全の予防・改善に向けた効果的な支援策について検討</li> <li>〇管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成</li> <li>〇事業化が難しいマンションの再生</li> <li>〇法令改正を踏まえた新たな施策の検討</li> </ul>
(2) 老朽マンション等の再生の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「マンション再生まちづくり制度」による再生の促進</li> <li>〇「マンション再生ガイドブック」の作成</li> <li>〇マンションの耐震改修促進に向けた支援及び普及啓発</li> <li>〇「東京都都市居住再生促進事業」による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇「分譲マンション」</li> <li>〇「マンション管理ガイドブック」の作成や「マンションアドバイザー制度」の実施</li> <li>〇「マンション再生まちづくり制度」による再生の促進</li> <li>〇マンションの耐震改修促進に向けた支援及び普及啓発</li> <li>〇「東京都都市居住再生促進事業」による支援</li> <li>〇東京都マンションポータルサイトによる情報提供</li> <li>〇マンション管理・再生セミナーによる普及啓発</li> <li>〇要届出マンション等に対するアドバイザー派遣費用助成の開始</li> <li>〇東京都マンション耐震化促進事業の活用</li> <li>〇「東京都都市居住再生促進事業」のマンション建替タイプ等に加え、平成30年度から既存ストック再生タイプを追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇マンションの状況に応じた適切な再生手法を選択できる環境の整備</li> <li>〇旧耐震基準マンションの耐震化の促進</li> <li>〇まちづくりと連携したマンション等の再生促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇事業化が難しいマンションの再生</li> </ul>	
目標6 都市づくりと一体となった団地の再生	(1) 安全・安心に暮らせる団地再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公社住宅】</li> <li>〇建設年代の古い団地を対象に再編整備計画に基づく建替えを推進</li> <li>〇長期活用を図る団地を対象に建物の適切な修繕等により性能機能を維持するとともに、住戸及び共用部の改善による居住性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公社住宅】</li> <li>〇空室リニューアル(H26～H31)21団地236戸</li> <li>〇共用部改善</li> <li>・エントランスリニューアル</li> <li>・宅配ボックスの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇高度経済成長期に供給した比較的家賃が低廉な住宅の長期活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇多世代循環型コミュニティの形成</li> </ul>

	【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】
		【都営住宅】 ○計画的な建替え・改修	【都営住宅】 ○昭和40年代以前に建設された住宅を中心に建替えを推進	【都営住宅】 ○今後建替えが必要な団地の中には、 ・他の区分所有者等との調整が必要な、店舗や施設付きの住棟 ・高層や現行法令に不適合なこと等により元戸数の確保が困難な住棟が多く存在	【都営住宅】 ○公営住宅法の耐用年数(70年)を超えないよう計画的に建替えることが必要
	(2)地域の拠点形成等まちづくりへの貢献	【都営住宅】 ○副出用地を、福祉施設や道路・公園の整備、防災性の向上など、都の施策推進に活用し、東京のまちづくりに寄与 ○大規模団地等では、民間活用事業により、優良なまちづくりを実施	【都営住宅】 ○都営住宅の建替えに当たっては、地元自治体のまちづくり方針と整合を図りながら、敷地の有効利用により創出した用地を活用し、道路・公園の再配置、福祉インフラの整備、地域のまちづくり等を推進 ・福祉インフラ整備候補地の提供面積 ⇒約22.5ha(平成30年度末時点) ○立地特性を考慮して、生活中心地の形成等に寄与する民間活用事業を実施 ・民間活用事業の実施数 ⇒2か所(北青山三丁目、長房)	【都営住宅】 ○都市整備局や区市町、民間事業者との更なる連携・協力 ○建替えの進捗や地域特性、ニーズを踏まえた民活事業に適した団地の選定 ○区市と連携したまちづくり計画の策定(必要に応じ都市計画変更) ○民活事業の事業採算性確保	【都営住宅】 ○都市整備局や区市町、民間事業者との更なる連携・協力 ○建替えの進捗や地域特性、ニーズを踏まえた民活事業に適した団地の選定 ○区市と連携したまちづくり計画の策定(必要に応じ都市計画変更) ○民活事業の事業採算性確保
	(3)良好な地域コミュニティの形成	【都営住宅】 ○子育て世帯への支援(再掲)  ○高齢者への生活支援サービスの向上(再掲)	【都営住宅】 ○若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅 ⇒年間1,500戸募集 ※令和元年9月に「末子が高校修了期を迎えるまで」に延長するほか、ひとり親世帯も応募可能とする制度改正を実施、令和元年11月募集より募集開始(再掲) ○設置階層の対象となる子育て世帯の子供の年齢を「小学校就学前」から「高校修了期」まで引き上げ(平成29年11月)(再掲) ○移動販売実施団地12箇所(再掲) ○都による共益費の徴収や懇談会の実施による団地自治会活動への支援(再掲)	【都営住宅】 ○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し(再掲)  ○東京みんなでサロンの推進	○応募実績を踏まえた更なる募集方法等の見直し(再掲)  ○都営住宅を活用した居場所づくりの推進
		【公社住宅】 ○団地内の子育て世帯や高齢者世帯等を対象とした地域コミュニティ活動を支援 ○建替えによるコミュニティルームの整備 ○公社住宅の近隣にある大学と連携し、自治会と学生との交流を促進	【公社住宅】 ○子育て施設 KH向原・KH千歳鳥山・KH千歳船橋フロント・田端・KH中野フロント ○高齢者施設 KH向原・KH千歳鳥山・KH千歳船橋フロント・KH平尾・向原・広町・茗荷谷 ○障がい者施設 向原	【公社住宅】 ○施設を整備・誘致する用地やスペースの確保 ○適切な事業者の選定 ○地元自治体との協議・調整	【公社住宅】 ○子育てコミュニティルームの稼働率が低い住宅がある ○集会所やコミュニティルームの活用
	(4)計画的な団地再生	○「団地活性化事例集」を東京都ホームページで公開 ○「団地活性化セミナー」の開催 ○「住宅市街地総合整備事業(ストック活用型)」の活用	○「団地活性化事例集」をホームページにて事例掲載 ○セミナーを平成29年度から年2回程度実施 ○「住宅市街地総合整備事業(ストック活用型)」は、町田市にて実施。 ・H30事業実施地区藤の台団地(町田市) ・H31新規事業実施予定地区 小山田桜台団地(町田市)	○都として支援の対象を進めるべき団地の整理 ○全国の団地再生における実践事例や自治体主体のまちづくりの事例等について、都内区市町村や自治会等への啓発 ○住宅市街地総合整備事業(ストック活用型)の活用促進	○対象団地リストの作成、整理、区市町村や関係各課との共有 ○団地リストを踏まえ、区市町村への情報提供等の継続支援および、団地自治会同士の情報共有・意見交換の場の設置 ○住宅市街地総合整備事業(ストック活用型)の活用促進策の検討、都による新たな支援策の検討
		○多摩ニュータウンの再生に向けて、公社住宅の空き店舗を活用した生活支援施設を整備	○包括支援センターの誘致・整備 2020年度に工事着工予定	○地元自治体との協議・調整	
災害時における安全な居住の実現	(1)地震に対する住宅の安全性の向上	○「東京都耐震改修促進計画」に基づき耐震診断や耐震改修を促進 ・耐震診断や耐震改修に要する費用の助成を実施 ・「東京都耐震ポータルサイト」などによる普及啓発の実施、「耐震化総合相談窓口」を通じた相談体制の充実  ○都営住宅耐震化整備プログラムに基づき、計画的に耐震化  ○公社住宅耐震化整備プログラムに基づき、計画的に耐震化	○木造住宅等に対する耐震診断及び耐震改修の助成実績【平成30年度】 耐震診断:7,486千円(405件) 耐震改修:103,342千円(330件) ホ-ルサイトアクセス数:約17.5万件  ○都営住宅の耐震化率95.9% (令和元年度末時点)  ○公社住宅の耐震化率99.5% (令和元年度末時点)	○普及啓発に力を入れたことともに、相談体制や情報提供を拡充 ○所有者に積極的な働きかけを行う区市町村に対して、より一層支援を強化  ○併存店舗付き都営住宅の店舗権利者との合意形成	同左
	(2)木造住宅密集地域の改善	○「防災都市づくり推進計画」に基づき不燃化を促進  ○延焼遮断帯の形成 ○安全な市街地の形成  ○避難場所等の確保	○より効果的な施策を展開していくため防災都市づくり推進計画を令和2年度改定予定 ○整備地域内の延焼遮断帯の形成率65% ○整備地域28地域のうち、不燃領域率70%以上の地域数4(平成28年土地利用状況調査による) ○平成30年6月見直し 213か所指定	○整備地域の不燃化や特定整備路線の整備の更なる加速が必要 ○整備地域以外の不燃化など、防災性の向上が必要 ○避難場所等の拡充が必要 ○木密改善に併せて、地域の特性に応じた創意工夫による魅力的な街並みの住宅市街地への再生を促進	○整備地域の不燃化や特定整備路線の整備の更なる加速が必要 ○整備地域以外の不燃化など、防災性の向上が必要 ○避難場所等の拡充が必要 ○木密改善に併せて、地域の特性に応じた創意工夫による魅力的な街並みの住宅市街地への再生を促進 ○特定整備路線の整備の更なる加速が必要
		○「防災都市づくり推進計画」に基づき不燃化を促進  ○延焼遮断帯の形成 ○安全な市街地の形成  ○避難場所等の確保 ○特定整備路線の整備を推進	○より効果的な施策を展開していくため防災都市づくり推進計画を令和2年度改定予定 ○整備地域内の延焼遮断帯の形成率65% ○整備地域28地域のうち、不燃領域率70%以上の地域数4(平成28年土地利用状況調査による) ○平成30年6月見直し 213か所指定 ○全28区間で事業に着手、用地取得率50%、工事着手区間15区間(令和2年3月末時点)	○整備地域の不燃化の更なる加速が必要 ○整備地域以外の不燃化など、防災性の向上が必要 ○避難場所等の拡充が必要 ○木密改善に併せて、地域の特性に応じた創意工夫による魅力的な街並みの住宅市街地への再生を促進 ○特定整備路線の整備の更なる加速が必要 【建設局:コロナウイルス関係の課題】 ○新型コロナウイルス拡大防止のため、一時的に対面での用地折衝を制限【木造住宅密集地域の改善】	○整備地域の不燃化の更なる加速が必要 ○整備地域以外の不燃化など、防災性の向上が必要 ○避難場所等の拡充が必要 ○木密改善に併せて、地域の特性に応じた創意工夫による魅力的な街並みの住宅市街地への再生を促進 ○特定整備路線の整備の更なる加速が必要

【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】	
<p>(3) 災害に強いまちづくりの推進</p>	<p>【都営住宅】 ○水害時、都営住宅を緊急避難先確保</p>	<p>【都営住宅】 ○水害時、都営住宅共用部分を緊急避難先とする覚書締結(9区) ○水害時の緊急避難先としての都営住宅空き住戸の活用(令和2年6月から)</p>	<p>【都営住宅】 ○更なる活用策の検討(集会所等)</p>		
	<p>【豪雨対策】 ○東京都豪雨対策アクションプランの策定(令和2年1月) ○公共施設の一時的留滞施設については、平成27年度から貯留施設等の設置に係る区市の工事費用に対する補助制度を制定し、積極的な設置を促進。令和2年度からは、補助対象となる貯留施設等の容量の下限値を撤廃することで、更なる設置を促進 ○総合治水対策連絡会(S58.6.30総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱通知事決定)を通じ、雨水貯留浸透施設の設置にあたり、都有施設にも区市の雨水流出抑制に関する指導要綱等に定められた必要対策量以上の貯留浸透施設の設置(対策量の積み)の促進を市内の各施設管理者に依頼(令和元年11月19日) ※住宅政策本部は、都営住宅経営部技術管理課長が総合治水対策連絡会委員</p>	<p>【豪雨対策】 ○貯留浸透施設の設置 現状：約398万㎡(平成28年度末時点) 目標：約654万㎡(令和19年度末)</p>	<p>【豪雨対策】 ○都営住宅等の建替えに伴い創出した用地の活用を図り、雨水流出抑制施設を設置する際、区市の雨水流出抑制に関する指導要綱等に定められた必要対策量以上の貯留浸透施設の設置が進まない 原因：必要対策量以上の貯留浸透施設の設置に係る財源の確保 ※参考：東京都都営住宅マスタープラン(2016-2025)P.96f区市町村と連携し、住宅の敷地内への雨水浸透ますの設置のための支援を行うなど、河川や下水道への雨水流入の抑制を促進します。都営住宅等の建替えに当たっては地域の特性や敷地の条件を勘案しつつ、創出した用地の活用も図りながら、雨水の一時的留滞施設等や、河川の洪水調節地等の整備を行います</p>	<p>【豪雨対策】 ○東京都豪雨対策基本方針策定からおおむね30年後(=令和19年末)までに、河川や下水道への雨水の流出を抑制する流域対策により、都内全域において時間10リ降雨相当の雨水流出抑制を実現するにあたり、公共施設における貯留浸透施設の設置をより一層推進する必要(東京都豪雨対策基本方針 H26.6改定 P.59)</p>	
	<p>【建築物の液状化対策】 ○普及啓発の実施、相談体制の充実 「液状化による建物被害に備える手引き」の閲覧、リーフレットの都民配布 「東京都液状化ポータルサイト」によるウェブ上での情報提供 都民からの相談窓口として液状化対策アドバイザー制度を開設 ○提供情報としての地盤データの充実</p>	<p>【建築物の液状化対策】 ○手引き、リーフレットは、都および区市町村窓口での閲覧・配布とともに、毎年各関係団体(東京都宅地建物取引業協会、住宅産業協会など)においても配布 ○液状化ポータルサイト訪問者数 ⇒月平均4800人(平成31年度実績) ○民間地盤データ収集 ⇒48物件、146柱状図を収集し建設局へ引渡し</p>	<p>【建築物の液状化対策】 ○都民の液状化被害や対策に関する意識の向上 ○都の取組の充実と認知度の向上 ○民間地盤データの充実</p>	<p>【建築物の液状化対策】 ○街づくりの機会をとらえた普及啓発等による液状化対策の促進</p>	
	<p>【河川部】 ○中小河川における洪水対策の推進(護岸、調節池等の整備) ○東部低地帯における地震・高潮対策の推進 ○ソフト・ハード連携した土砂災害対策の推進 ○住民の避難等につながる水防防災情報の充実</p> <p>【道路管理部】 ○「東京都無電柱化推進条例」施行(平成29年9月) ○「東京都無電柱化計画」策定(平成30年3月) ○「東京都無電柱化推進計画」改定(平成31年3月)</p>	<p>【河川部】 ○時間50ミリ降雨に対応した治水安全度達成率80%、都内全域の調節池貯留容量256万㎡、区部時間75ミリ多摩時間65ミリの達成に向け整備中の調節池等8施設(令和元年度末時点) ○河川施設の耐震・耐水対策の整備率 堤防60% 水門等41%、スーパー堤防の整備40地区概成(令和元年度末時点) ○土砂災害警戒区域等の指定数15,478箇所(令和元年9月 都内全域の指定(一巡目)完了) ○想定最大規模の降雨による浸水予想区域図の改定 10区域、河川監視カメラ映像の公開 25箇所(令和元年度末時点)</p> <p>【道路管理部】 ○条例第9条に基づき、道路法第37条第1項の規定による道路の占用の禁止を案し、都が管理する都道及び指定区間外国道において電柱の新設を禁止。 ○都道における無電柱化の整備状況(平成30年度末時点) 計画幅員で完成している歩道幅員が2.5m以上の都道施設延長2,328kmのうち、954km整備済(地中化率:41%)</p>	<p>【河川部】 ○近年増加する集中豪雨等に対応した対策の強化、護岸や調節池等の整備に必要な事業用地の確保 ○想定最大規模の地震に対する東部低地帯河川施設の耐震性能の適切な確保、まちづくりと連携したスーパー堤防整備の推進 ○計画的な防砂堤整備等のハード対策の推進、地域住民への情報提供や警戒避難体制の促進などソフト対策の充実 ○住民を速やかな避難行動へ誘導する防災情報の提供を充実、都民の水害リスクへの理解度向上</p> <p>【道路管理部】 ○一般的に道路延長約400mの無電柱化を実施するためには約7年間から、都道全線無電柱化するためには、長い期間を要する。 ○施設延長1km当たり5.3億(国土交通省調べ)の費用を要し、道路管理部及び電気・通信事業者の負担が大きい。 ○区市町村の多くは、無電柱化のための財政負担が大きく、さらに無電柱化事業の経験や技術的ノウハウ等の蓄積も少ないことから、区市町村道の無電柱化が進んでいない</p>	<p>【河川部】 ○住宅の建て替えなどと連携した事業用地の確保 ○更なる安全性の向上に向けた耐震対策の推進、事業者の開発機会を捉えたスーパー堤防整備の推進 ○土石流から避難所等を守る砂防施設の計画的な整備、土砂災害警戒区域等の指定状況の更新。 ○水防防災情報(雨量・水位・河川監視カメラ映像等)の発信拡大などソフト対策の推進</p> <p>【道路管理部】 ○早期に無電柱化事業効果を最大限発揮するためには、工期の短縮に向けた検討を進めるとともに、これまで以上に無電柱化の必要性の高い区間から重点的に整備していく必要がある ○道路管理者及び関係事業者が連携してコスト削減に向けた技術開発に取り組んでいく必要がある ○区市町村に対する財政支援・技術支援を充実し、区市町村道の無電柱化を促進していく必要がある</p>	
	<p>○各島しょ町村の津波避難計画の策定について、「避難計画モデル」の提供や定期的な島しょ町村の連絡会の開催等を通じて、島しょ町村の取組を支援 ○町会・自治会等への専門家の派遣 ○自主防災組織へのコンサル派遣</p>	<p>○平成30年から令和元年に新たに3島が津波避難計画を策定 島しょ町村における津波避難計画の策定状況…6/9島 ○東京防災学習セミナーの実施 ○自主防災組織活動支援事業(コンサル派遣)の実施</p>			
	<p>【公社住宅】 ○大規模団地の建替えにより一時避難場所となるオープンスペースを確保するとともにマンホールイレや防災井戸、かまどベンチ等、避難時に必要な機能を整備 ○防災コミュニティ活動を支援するため、自主防災活動を実施する自治会等に発電機など 防災資機材の提供や防災資機材の購入費用助成、AED導入及び救命講習に係る費用の助成を実施</p>	<p>【公社住宅】 ○建替えによる防災機能の整備 ○防災コミュニティ活動支援80団体 ○自主防災組織設立に向けた支援 ○自衛消防訓練の実施</p>	<p>【公社住宅】 ○地元自治体との協議・調整</p>		
	<p>(4) 災害時に住み続けられる住宅の普及</p>	<p>○東京都LCP住宅の情報を東京都ホームページで公開 ○申請窓口での登録情報の閲覧 ○「東京都LCP住宅のご案内」を作成 ○令和2年6月に制度を改正(①登録対象の電力供給設備の種類を拡大、②新たに防災マニュアルの策定と防災活動の取組を登録対象に追加、③登録住宅の防災対応力を3段階で表示) ○登録マークやステッカーの制作(予定)(令和2年8月)</p>	<p>OR2. 6月時点の登録件数2件</p> <p>○防災展の実施や各種イベントへの出展 ○「日常備蓄」を進めよう(リーフレット)を区市町村等へ配布 ○「日常備蓄」で災害に備えよう(パンフレット)を区市町村等へ配布</p>	<p>○東京都LCP住宅への情報登録の促進 ○登録対象となりえる集合住宅の把握 ○電源供給設備の設置に係る費用負担に対する補助制度の検討</p>	<p>○東京都LCP住宅の普及拡大策の検討 ○実態に合わせた登録基準の見直し(防災活動の要件など) ○豪雨等による電源室への浸水被害対策の強化(現状は努力義務)</p>
	<p>(5) マンションにおける防災対策の促進</p>	<p>○マンションにおける防災対策を促進するため、管理組合へ防災対策に役立つ情報を提供するとともに、コミュニティ形成等の取組を支援</p>	<p>○管理組合が防災対策に主体的に取り組めるよう、マンション管理ガイドブックの改定にあたり防災対策やコミュニティ形成に関する記載内容を充実。 ○マンションポータルサイトにおける情報提供等による、意識の醸成や普及啓発</p>	<p>○マンションにおける防災対策について、更なる普及啓発の促進</p>	<p>○マンションの適正な管理の促進 ○管理状況届出制度を活用した、マンションの防災能力の向上に向けた助言や支援の検討</p>
	<p>(6) 被災後の都民の居住確保</p>	<p>○震災復興マニュアル(復興施策編)の見直し ○国、他県、政令市、区市町村との協議体制の構築 ○関係団体等との協力協定の締結</p> <p>○訓練の実施 ○令和元年台風対応</p> <p>○被災者生活再建支援システムの導入促進</p>	<p>○令和元年台風を含めた熊本地震以降の教訓を踏まえたマニュアルの見直し案を検討 ○国、他県、政令市、区市町村との連絡会議を設置・開催 ○関係する業界団体等との間で、建設型応急住宅の整備、賃貸型応急住宅の提供、被災住宅の応急修理などについての協力協定を締結 ○都営住宅・公社一般賃貸住宅の提供に係る訓練、賃貸型応急住宅の提供に係る訓練を実施 ○被災住宅の応急修理、賃貸型応急住宅の提供、都営住宅の提供を実施 ○都独自の住宅被害対策区市町村支援事業を実施</p> <p>○システム導入実績：都内82区市町村のうち55団体(令和元年度末時点)</p>		

【目標】	【主な取組】	【現状】	【当面の課題】	【中長期的な課題】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村の福祉保健・防災担当者向け研修会の開催</li> <li>○区市町村が実施する災害時要配慮者対策への補助</li> <li>○発災時に、区市町村の要配慮者対策を広域的に補完するため、関係団体と連携し、福祉専門職の派遣、受入調整などを行う東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年10月及び平成31年2月に研修会を開催し、要配慮者対策を進める区市町村の事例紹介を行った。(参加者 10月:116名、2月:104名)</li> <li>○27区市に補助実施(平成31年度以降も事業継続)</li> <li>○発災時の情報連携の流れ等を確認するため図上訓練を実施。課題検証を踏まえ、災害福祉広域支援ネットワークの体制充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)の作成や福祉避難所の運営マニュアルの整備が十分進んでいない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別計画の作成、支援者の確保や研修、訓練、避難所管理運営マニュアルの作成、開設運営訓練など区市町村の取組の促進</li> </ul>

目標8  
活力ある持続可能な住宅市街地の実現

(1) 空き家対策の推進による地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「空き家活用等区市町村支援事業」による区市町村支援</li> <li>○先駆的空き家対策東京モデル事業」による区市町村支援</li> <li>○エリアリノベーションの推進</li> <li>○空き家の有効活用等に関する普及啓発の取組とワンストップ相談業務を一体的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年度の交付決定 ⇒33区市町村(基本型27区市町、企画提案型17区市町村)</li> <li>○令和元年度の交付決定⇒3市</li> <li>○令和元年度の交付決定⇒1区</li> <li>○平成30年度:相談件数420件、相談窓口74か所、セミナー等開催の延日数64日</li> <li>○令和元年度:相談件数707件、相談窓口75か所、セミナー等開催の延日数65日</li> <li>引き続き、令和2年度も都が選定した5事業者により事業実施</li> <li>【参考】 空き家等対策計画を策定した区市町村数の全区市町村数に対する割合(令和元年度末現在)約53%(62区市町村のうち33区市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家等対策計画が未作成の区市町村等に対する働きかけ</li> <li>○先駆的な空き家対策を行う区市町村の取組をその他の区市町村へ展開</li> <li>○民間事業者等と連携した空き家所有者等の状況に応じたきめ細かい相談対応や普及啓発 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○80%以上の区市町村における空き家等対策計画の策定に向けた支援や取組を推進</li> <li>○その他空き家の住宅総数に占める割合を増やさないために必要な効果的な施策を推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家活用推進のため、住宅政策本部と連携して高齢者福祉拠点の整備を支援する。住宅政策本部の「空き家活用等区市町村支援事業」により改修を実施するものとし、空き家を活用して整備した高齢者福祉の拠点の運営開始時に必要な経費を補助する(初度備品の購入経費、研修経費、周知・広報経費等による補助)</li> <li>○東京都保育従事職員宿舎借り上げ支援事業(保育人材の確保・定着・離職防止を図るため、空き家等を活用して保育従事職員用の宿舎の借り上げを行う事業者に対して、補助を行う区市町村を支援)</li> <li>○民有地マッチング事業(土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等を整備を希望する法人の公募・選考等を行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年度実績なし</li> <li>○23区25市1町1村において事業を実施</li> <li>○令和元年度は2区で事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅政策本部の「空き家活用等区市町村支援事業」を活用して整備した高齢者福祉拠点を支援の対象としているが、実績がない</li> <li>○保育サービス拡充のために極めて重要な、保育人材の確保に向けて、引き続き保育人材の確保・定着に取り組む区市町村を支援</li> <li>○保育サービス拡充のための保育所等設置の推進に向けて、引き続き保育施設用地の確保に取り組む区市町村を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉拠点の整備については他の公的補助制度もあり、当該事業の活用につながりにくい。事業のあり方を検討する必要がある</li> <li>○依然として高い保育ニーズに対応するため、引き続き保育人材の確保・定着を促進</li> <li>○依然として高い保育ニーズに対応するため、引き続き保育施設用地の確保を促進</li> <li>○高齢者が持ち家を売却する際の仮住まいの不安を解消するための相談窓口の整備(再掲)</li> </ul>

(2) 環境に配慮した住宅市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公社住宅】</li> <li>○建替えに当たっては、建築物省エネ法に適合した断熱仕様、高効率型設備機器やLED照明等の採用による省エネ性能の向上、太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの活用、敷地内緑化や透水性舗装の採用、共用部内装等への多摩産材の活用、電気自動車充電設備の設置による普及促進に寄与</li> <li>○既存住宅においては、共用部照明のLED化や緑地の適切な維持管理、産業廃棄物の適切な処理や建設副産物等の発生の抑制、電気自動車充電設備の設置による普及促進に寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公社住宅】</li> <li>○多摩産材の活用</li> <li>○建替え住宅のコミュニティルーム等を利用、ホームページにおいて活用事例を紹介</li> <li>○共用灯LED化率22.5%(平成31年度末時点)</li> <li>○電気自動車充電設備設置18団地(平成31年度末時点)</li> <li>○シェアリングシステムの導入 カーシェア、駐車場シェア、サイクルシェア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公社住宅】</li> <li>○多摩産材の活用推進</li> <li>○共用灯LED化率100%の達成(2030年度の目標達成に向けて計画的に推進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さらなる省エネルギー化を図るための取組の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】</li> <li>○2030年を目標に都営住宅全棟の共用部の照明器具をLED化 ・平成30年度末まで19,787戸</li> <li>○「既存住宅における高断熱導入促進事業」による既存住宅への補助</li> <li>○「ゼロエミ住宅導入促進事業」による新築住宅への補助や「東京ゼロエミ住宅」の仕様を満たす住宅の普及促進</li> <li>*東京ゼロエミ住宅の仕様は、国の省エネルギー基準より約3割程度削減されるレベル</li> <li>○「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業」による創エネ機器等設置への補助</li> <li>○「東京都建築物環境計画書制度」「東京都マンション環境性能表示制度」の運用</li> <li>○東京都環境建築フォーラム開催を通じた省エネ等の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】</li> <li>○大手メーカーの器具の生産中止が始まると蛍光灯の製造も縮小され、いずれ中止になることが予測される。省エネや環境問題だけでなく、戸数の多い都営住宅では数量を標準化し、計画的にLED照明器具に移行することが必要</li> <li>○令和元年度交付件数 ⇒8608戸</li> <li>○令和元年度交付件数 ⇒434戸(戸建:392戸、集合:42戸) 住宅展示場等におけるゼロエミ住宅の普及促進</li> <li>○令和元年度交付件数 ⇒蓄電池システム:3651件、V2H:7件、家庭用燃料電池:5660件、太陽熱利用システム:31件</li> <li>○「東京都建築物環境計画書制度」⇒再構築実施(ZEH及び東京ゼロエミ住宅の評価指標導入、対象建築物の拡大)</li> <li>○「東京都マンション環境性能表示制度」制度開始以来の届出件数は1,334件(2019年度末)</li> <li>○令和元年度東京都環境建築フォーラム ⇒令和2年1月30日開催(四谷区民ホール) 当日資料・動画をHP上で公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】</li> <li>○都営住宅全棟の共用部等における照明器具のLED化達成に向け、計画的・効率的に事業を実施</li> <li>○家庭部門のエネルギー消費量・CO2排出量には人口・世帯数の増や気温等が大きな影響を与えるが、世帯当たりのエネルギー消費量を削減していくことが重要(高効率省エネ家電の一層の普及や高い断熱性の確保等住宅そのものの省エネ化など)</li> <li>○家庭部門のエネルギー消費量等は、近年、減少傾向に転じているが、他部門と比較し、唯一2000年比増加している部門でもあるため、今後も引き続き、住宅の省エネ性能の確保等に取り組む必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【都営住宅】</li> <li>○長期間にわたりLED化事業を進めて行く中で、執行体制の確立及び予算確保することが課題</li> <li>○「ゼロエミッション東京戦略(2019年12月策定)」で掲げた政策「ゼロエミッションビルの拡大」にむけて、住宅等のゼロエミ化を推進していく必要(「東京ゼロエミ住宅」の全面的な普及に向けた導入支援等)</li> </ul>

(3) 緑・量観など良好な住環境の保全と向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年10月「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に田園住居地域を追加</li> <li>○緑地の保全・創出</li> <li>・「東京が新たに進めるみどりの取組」で位置付けた取組の1つである「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑確保の総合的な方針」を区市町村と連携し、今年度中に改定</li> <li>・「緑溢れる東京プロジェクト」を推進し、都及び区市町村等による緑の保全・創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田園住居地域の指定について、地元区市と調整中</li> <li>○緑地の保全・創出</li> <li>・都市計画公園:緑地の優先整備区域433ha中、316haに事業着手(平成23年度～平成30年度)するとともに民有地等の確保439ha中、315haを確保済(平成22年度～平成30年度)</li> <li>・関係局と連携し、「緑あふれる東京基金」300億円を活用した市町村の取組に対する「緑の保全・創出支援プログラム(仮称)」を検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産緑地の宅地への転用</li> <li>○緑地の創出・保全</li> <li>・「緑の保全・創出支援プログラム(仮称)」を策定し、「緑あふれる東京基金」を活用した緑の保全・創出を推進</li> </ul>
------------------------	---	--	--	---

(4) 持続可能な環境先進都市のモデル提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水素ステーション、水素パイプライン、純水素型燃料電池を整備し、燃料電池バスなどの車両への水素供給や、パイプラインを通じた街区への水素供給を実現</li> <li>○AIを用いたエネルギーマネジメントシステムにより、エネルギー利用の効率化、最適化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選手村地区エネルギー整備計画を策定(平成29年3月)</li> <li>○民間事業者と基本協定を締結(平成30年2月)</li> <li>○水素パイプライン工事に着手(平成30年3月)</li> <li>○水素パイプライン(大会前敷設分)工事完了(令和元年5月末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水素ステーションの運営コスト及び水素製造コストの低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水素ステーション事業の自立化</li> <li>・水素ステーション事業の安定的な採算性の確保</li> <li>・水素エネルギーに対する都民の認知度の向上によるFCV等の普及啓発</li> </ul>
-----------------------	--	---	---	--